

# 日本特許権侵害差止・損害賠償請求訴訟につき、被疑侵害製品が ウェブサイトに掲載されていた等の事情から、不法行為地に基づく 我が国裁判所の国際裁判管轄を肯定した知財高裁判決

## Case Regarding International Jurisdiction over Foreign Company for Japanese Patent Infringement in Light of Website Contents and Other Considerations

知財高裁平成 22 年 9 月 15 日判決  
平成 22 年（ネ）第 10001 号，特許侵害予防等請求控訴事件  
判例タイムズ 1340 号 265 頁

申 美 穂\*  
Miho SHIN

**抄録** 本判決は、被疑侵害製品が一審被告ウェブサイトに掲載されていた等の事情から、「譲渡の申出」行為又はその受領が日本国内で行われていたと判示して、外国法人に対する日本特許侵害訴訟につき、不法行為地に基づく我が国裁判所の国際裁判管轄を肯定した事例である。

### 事実

X（一審原告・控訴人）は、CD や DVD 等に内蔵されている光ディスクのモータに関連する日本特許権（以下、「本件特許権」と言う。）を有する日本法人である。Y（一審被告・被控訴人）は、韓国に本店を有する韓国法人であり、訴訟提起時で日本国内から閲覧可能な Y のウェブサイト（英語・日本語表記）には、本件特許権を侵害すると X が主張するモータ（以下、「被告物件」と言う。）が含まれる製品群（「Slim ODD Motor」）を紹介するページと、Y の日本国内（東京・大阪）の販売拠点を紹介するページが存在していたほか、日本語表記のページには、上記製品群の製造・販売に関する問い合わせフォームが設けられていた。本件は、X が Y に対し、上記 Y ウェブサイトにおける被告物件の製品紹介のほか、Y の経営顧問（日本在住）が日本国内で営業活動をしていること、

被告物件等が複数の日本企業（訴外）において評価の対象となっていること等を理由に、我が国において Y が業として被告物件の「譲渡の申出」を行っている、すなわち X の日本特許権を侵害していると主張して、①特許権侵害行為（譲渡の申出）の差止めと、②不法行為に基づく損害賠償金（本件訴訟提起に係る弁護士費用相当額）の支払いを求めた事案である（なお、Y は経営顧問の日本における営業活動等の一部事実を否認）。Y は、本案前の抗弁として、国際裁判管轄の有無を争った。

原判決（大阪地判 H21.11.26，平 20（ワ）第 9732 号。判時 2081 号 131 頁）は、①②のいずれの請求についても、我が国裁判所の国際裁判管轄を認めるに足る「譲渡の申出」の事実又はそのおそれを

\* 明治学院大学法学部 専任講師  
Junior Associate Professor, Faculty of Law, Meiji Gakuin University

具体的に基礎づける事実の証明がなかったとして、国際裁判管轄を否定し、訴えを却下した。これを不服として X が控訴したのが本件訴訟である。

なお、本件判決日と同日に、事実関係及び審理内容をほぼ同じとする同一当事者間の別の 2 件の日本特許権侵害訴訟についても控訴審判決が下されており（平 22（ネ）10002 号，同 10003 号。原審大阪地判 H21.11.26 平 20（ワ）9736 号，同 9742 号），これらについても本判決と同様の判断が下されている（理由・結論共に同じ）。

## 判旨

国際裁判管轄肯定（原判決取消し，差し戻し）。

判旨はまず、国際裁判管轄の一般論に関して、口頭弁論集結時ではこれに関する明文法規はわが国に存在しないと指摘して、最判 S56.10.16（民集 35 卷 7 号 1224 頁）及び最判 H9.11.11（民集 51 卷 10 号 4055 頁）に照らし、いわゆる特段の事情論に従って国際裁判管轄の有無について判断することを示した後、以下のように述べてわが国の国際裁判管轄は認められると判示した。

### 1. 特許侵害訴訟において依拠しうる特別裁判籍

「不法行為に基づく損害賠償請求は、その文言解釈として民訴法 5 条 9 号にいう『不法行為に関する訴え』に該当することは明らかであり、また……特許権に基づく差止請求は、Y の違法な侵害行為により X の特許権という権利利益が侵害され又はそのおそれがあることを理由とするものであって、その紛争の実態は不法行為に基づく損害賠償請求の場合と実質的に異なるものではないことから、裁判管轄という観点からみると、民訴法 5 条 9 号にいう『不法行為に関する訴え』に含まれるものと解される（最高裁平成 16 年 4 月 8 日…決定・民集 58 卷 4 号 825 頁）。」

### 2. 不法行為地管轄肯定のために立証されるべき事項

「民訴法 5 条 9 号の適用において、不法行為に関する訴えについて管轄する……『不法行為があった地』とは、加害行為が行われた地（『加害行為地』）と結果が発生した地（『結果発生地』）の双方が含まれると解されるところ、本件訴えにおいて X が侵害されたと主張する権利は日本特許……であるから、不法行為に該当するとして X が主張する、Y による『譲渡の申出行為』について、申出の発信行為又はその受領という結果の発生が客観的事実関係として日本国内においてなされたか否かにより、日本の国際裁判管轄の有無が決められることになる」と解するのが相当である。」

### 3. 不法行為地管轄を認めるに足る事実の存否（事実認定と当てはめ）

「Y が英語表記のウェブサイトを開設し、製品として被告物件の一つを掲載するとともに、『Sales Inquiry』（販売問合せ）として『Japan』（日本）を掲げ、『Sales Headquarter』（販売本部）として、日本の拠点…の住所、電話、Fax 番号が掲載されていること、日本語表記のウェブサイトにおいても、『Slim ODD Motor』を紹介するウェブページが存在し、同ページの「購買に関するお問合せ」の項目を選択すると、『Slim ODD Motor』の販売に係る問い合わせフォームを作成することが可能であること、X 営業部長が、Y の営業担当者が ODD モーターについて我が国で営業活動を行っており、被告物件が…〈閲覧制限〉…において、製品（ODD）に搭載すべきか否かの評価の対象になっている旨陳述書で述べていること、Y の経営顧問 A が、その肩書と Y の会社名及び東京都港区の住所を日本語で表記した名刺を作成使用していること、被告物件の一つを搭載した DVD マルチ

ドライブが国内メーカーにより製造販売され、国内に流通している可能性が高いことなどを総合的に評価すれば、Xが不法行為と主張する被告物件の譲渡の申出行為について、Yによる申出の発信行為又はその受領という結果が、我が国において生じたものと認めるのが相当である。」

なお、「これらのウェブサイトの開設自体がYによる『譲渡の申出行為』と解する余地がある。」

#### 4. 我が国裁判所の国際裁判管轄を否定する「特段の事情」の有無

いわゆるカードリーダー事件最高裁判決（最判H14.9.26, 民集56巻7号1551頁）に照らせば、「日本国特許権である本件特許権に基づいて……我が国においてYが被告物件の譲渡の申出を行うことの差止めと損害賠償を求め」る本件請求の準拠法は本件特許権の登録国法たる日本法になると解されるため、「我が国の裁判所が、本件請求を審理判断することは、裁判の適正・迅速を期する理念に沿うものといえるのに対し、XがYの本店が存する大韓民国において差止請求等を提起したとしても、上記認定事実に鑑みれば、同国の裁判所が国際裁判管轄を肯定する可能性は必ずしも高くはないものと解される。」

「Yは……当該製品が日本にも流通していることを認識しているだけでなく、日本語表記のウェブサイトにおいて被告物件を含むODDモータの購入問い合わせを可能としているのであるから、当該物件に関して我が国において侵害訴訟等が提起されることは予想の範囲内のことということもできる。さらに、Yは、全世界に展開する大韓民国屈指の大企業……に所属する企業であって、自らも海外に多数の支店を設けている……。」「これらの事情からすれば……我が国の国際裁判管轄を否定すべき特段の事情があると認めることはできない。」

## 研究

国際裁判管轄肯定の結論及び理由に賛成。

### 1. はじめに

#### (1) 特許侵害訴訟の国際裁判管轄

特許権の戦略的重要性が高まると同時に企業活動の国際化が進んでいることに伴い、当事者や訴訟物、ないしそれらに関する各種の事実に外国的要素が含まれる特許侵害訴訟（以下、国際特許侵害訴訟と言う）も、近年増加傾向にある。このような国際特許侵害訴訟を我が国裁判所に提起しようとする際には、本案の審理に先立って、そもそも我が国裁判所がかかる国際訴訟を審理しうるかという、いわゆる国際裁判管轄の問題について検討しなければならない。本件もまた、被告が外国（韓国）法人であり、かつ、特許侵害であると主張された行為にインターネット上の行為が含まれていた等の事情から、わが国裁判所の国際裁判管轄の有無が問題となった。

国際裁判管轄有無の判断基準に関しては、我が国では長らく成文法規が欠けていたところ、本年4月に、我が国民訴訟法中にこれを明定するための「民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律」が成立している（2011年8月31日現在で未施行）。しかし本件はこの改正規定の適用を受けない事例であり、判旨でも援用されたマレーシア航空事件判決（最判S56.10.16）とファミリー事件判決（最判H9.11.11）の二件の最高裁判決により構築された従来の判断枠組みに従って国際裁判管轄の有無が判断されている。これによれば、原則として、民事訴訟法の国内土地管轄規定に定められている管轄原因がわが国にあると認められれば国際裁判管轄は肯定されるが、この基準により一応は管轄ありとされる場合であっても、当事者間の公平や裁判の適正・迅速の理念を期するとい

う理念に反する「特段の事情」があるとみなされるときには、管轄は否定されることとなる（なお、改正法下でも、この「明文の管轄原因あれば管轄肯定+特段の事情あれば管轄否定」という大枠は維持されたが、国際訴訟であることを考慮した管轄原因が定められた）。

国際特許侵害訴訟についてもまた、上記判例ルールの下で、国際裁判管轄の有無が判断されている。したがって例えば、外国特許侵害訴訟であっても、被告の普通裁判籍又は特別裁判籍の管轄原因がわが国にありと認められれば、外国特許権の有効・無効自体を争う訴えを除いて（通説によれば、登録国の専属管轄に服するが、侵害訴訟における無効抗弁の主張は外国特許に関しても可能とされる<sup>1)</sup>）、わが国裁判所に提起しうる。また、日本特許権の侵害訴訟であっても、本件のような外国企業相手の訴訟等の国際事案においては、無条件に国際裁判管轄が認められるということはなく、同じく上記ルールの下で国際裁判管轄が認められる場合に限り本案審理が許されるということになる。改正法の下でもこのような処理に大きな変更はないが、特許訴訟に関しては、登録国の専属管轄とされる訴訟の範囲が拡大することとなった<sup>2)</sup>。

## (2) 本判決の意義

さて、本件は、世界的規模の企業グループに属する韓国法人（Y）に対する、日本特許権に基づく日本における侵害行為（譲渡の申出）の差止請求及び損害賠償請求に関して、ともに不法行為地の特別裁判籍（民訴法5条9号）に基づき<sup>3)</sup>、Y ウェブサイトの内容のほか、Xの主張、Y物件の国内での流通可能性等の諸事実を総合的に考慮して、我が国裁判所の国際裁判管轄が肯定された事例である<sup>4)</sup>。不法行為地の国際裁判管轄に関して、いくつか注目すべき判断が下されている。

本件における主な判示事項は以下の各点である。  
①特許権侵害に基づく損害賠償請求訴訟のみならず差止請求訴訟も民訴法5条9号にいう「不法行為に関する訴え」として、不法行為地がわが国にあることに依拠して提起しうる（判旨1）、②被疑侵害行為が「譲渡の申出」であるときに、不法行為地に基づき管轄を肯定するために立証すべき事実は「申出の発信行為又はその受領という結果の発生が…日本国内においてなされた」ことである（判旨2）、③②のあてはめにおいて、Xにより、「譲渡の申出」に当たると主張されたY会社の行為の一つがインターネット上のものであったところ、日本国内におけるその他の事情と合わせ、事実を総合的に考慮して「わが国における不法行為」があったと評価しうる（判旨3）、の三点である。

本判決は、①②③のいずれの点についても、原審と異なる判断を下しており、最終的に結論をも覆して管轄を肯定した。このことは、議論の余地ある論点であることの証左とも言え、いずれの判断も注目に値しよう。また、③のインターネット上の行為の「場所（本件では、不法行為地）」をどのように認定するかについては、これまでわが国では裁判例がなかったため、議論の手がかりを与えたという意味においても、本判決が有する意義は大きい。以下ではこれら三点につき順次検討を加える。

なお、③のYのインターネット上の行為に関して、本評釈の関心は専ら、かかるYの行為が手続法上「わが国における不法行為」として国際裁判管轄の基礎（管轄原因）たり得るのか、という点にある。従って本稿における検討は、Yのこれらの行為が実体法上わが国特許権の侵害（わが国特許法2条3項1号にいう譲渡の申出）を構成するのか、換言すれば、Yの行為にわが特許法の適用が及ぶかという問題について論ずるものではない。

## 2. 「不法行為に関する訴え」の範囲

### 一 特許侵害差止請求訴訟も含まれるか

#### (1) 本判決の位置づけ

国際訴訟において、特許権を始めとする知的財産権の侵害に基づく損害賠償請求訴訟が民法5条9号にいう「不法行為に関する訴え」に包含されることは、多数説<sup>5</sup>が認めてきたところである。これに対して、差止請求訴訟も同様に不法行為地管轄に依拠して提起しうるのかについては、学説ではこれを肯定する見解（積極説）が有力であった<sup>6</sup>ものの、裁判例では、そのように解する可能性を示唆する事例<sup>7</sup>や、根拠を示すことなく差止請求をも含む訴訟につき不法行為地管轄を認めた事例<sup>8</sup>等が存在するのみであった<sup>9</sup>。原審では、差止請求については当事者が管轄原因を主張しなかったこともあり、不法行為地管轄に依拠しうるかを検討することなく、譲渡の申出の事実又はそのおそれを具体的に基礎づける事実が証明されれば、条理により我が国の国際裁判管轄を肯定する余地があるとしている（結論としては、かかる事実の立証がなかったとして管轄否定）。

これに対して判旨は、「紛争の実態は不法行為に基づく損害賠償請求の場合と実質的に異なるものではない」として、特許侵害差止請求訴訟についても不法行為地管轄に依拠しうるとした。根拠と共に積極説を採ることを明言した初の事案である。判旨が引用する最決 H16.4.8 は国内裁判管轄（不正競争防止法3条1項に基づく差止請求権不存在確認訴訟）が問題となった事案であり、その射程は国際訴訟には直接は及ばないと考えらるべきであるが、判旨は、国内訴訟と同じ扱いとすることを明らかにしたものである。

#### (2) 損害賠償請求と差止請求を同一の基準によらしめることの合理性

判旨も指摘するように、特許権侵害に基づく差

止請求の紛争の実態は損害賠償請求におけるそれと実質的にほぼ同一であり、実務においても両者をともに一つの訴えにおいて請求するという場合が多い。このことに鑑みれば、まず一般的・抽象的な議論として、両者を同一の基準に服せしめる合理性は存在すると言えるであろう。原判決の評価においても、5条9号の適用を検討すべきであったとするものが散見される<sup>10</sup>。

そうすると、次いで検討すべきは、不法行為地管轄認定のための具体的な基準の内容であるように思われる。後述のとおり、わが国におけるかかる基準は主に損害賠償請求訴訟を念頭に置いて構築されてきたものであることに加え、侵害発生前の「おそれ」の段階で差止を求める予防型の差止請求については、管轄を基礎づける「不法行為」が未だ存在しないという問題もあるところ、かりに、当該基準が差止請求訴訟に妥当せしめるには適切でないとなれば、不法行為地管轄とは別に、原判決のごとく差止請求訴訟の管轄原因を条理により定立するか、そもそも不法行為地管轄認定のための基準を改める必要があるということになる。したがってここでは結論はいったん留保し、以下では不法行為地管轄の認定基準についての検討を進めることとする。

## 3. 不法行為地管轄認定のために立証されるべき事実

### (1) 本判決の位置づけ

不法行為地管轄については、不法行為の存在という点において請求原因事実と管轄原因事実が重複するため、いかなる事実がどの程度まで立証されれば、手続法のレベルにおいて「不法行為」があったと云うかが問題となる。国際訴訟についても、国内訴訟と同じく、原告の主張に一貫性（有理性）があると認められれば不法行為があつ

たと仮定する説（管轄原因事実仮定説又は有理性説）が唱えられることもあるが、応訴を強いられる被告の負担が重い国際訴訟では、ある程度の立証を要するとする立場が多数説を占める。なかでも、管轄原因事実について一応の証明を要するとする説（一応の証明説）、不法行為の要件のうち、行為とそれによる損害の発生等の客観的事実関係の証明を要するとする説（客観的事実証明説）等が唱えられていたところ、不法行為（警告書送付による営業妨害）に基づく損害賠償請求の不法行為地管轄等が争われた円谷プロ事件最高裁判決（最判H13.6.8, 民集56巻4号727頁）が、「原則として、被告が我が国においてした行為により原告の法益について損害が生じたとの客観的事実関係が証明されれば足りる」として、客観的事実証明説を採用したことにより、実務上は一応の決着を見ている。本最判の調査官解説<sup>11</sup>は、わが民法上の不法行為に基づく損害賠償請求権（民法709条）の要件事実を照らして「客観的事実」を抽出・具体化し、原則として、①原告の被侵害利益の存在、②被侵害利益に対する被告の行為、③損害の発生、④②と③との事実的因果関係、が立証されれば足り、違法性や故意・過失の有無等の主観的要件、抗弁となる違法性阻却事由の有無等についての立証は管轄判断では不要と述べる。

国際特許侵害訴訟を含め、これ以降の裁判例の多くは同最判を引用し、上記基準に則って不法行為地管轄について判断している<sup>12</sup>。本判決もまた、一見したところ同最判の客観的事実証明説に立つようであるが、本判決には原判決と異なり同最判の引用がないこと、事実への当てはめが同最判と整合的でないこと等から、同説に依拠した裁判例と位置づけることには争いがある<sup>13</sup>。

## (2) 本判決における「客観的事実」の具体的内容及びその立証の程度

既に指摘されているように、判旨には、「客観的事実」の具体的内容及びその立証の程度について、円谷プロ事件最判の客観的事実証明説と整合しない部分が多い。第一に、判旨は、上述した要証事実のうち、①被侵害利益の存在（特許権の存在）と②被侵害利益に対する被告の行為（申出の発信又はその受領）に着目するのみで、②と事実的因果関係のある損害の発生（③及び④）については立証を求めない<sup>14</sup>。判旨が言う「結果」とは、Yによる申出が（訴外会社に）到達したことであり、Xに発生した損害それ自体ではない。前掲最判が、警告書を訴外会社に受領させたことまでを「行為」と捉え、それとは別に「損害」（原告の営業が妨害されたこと）の立証を求めていたと説明されている<sup>15</sup>こととは対象的である（なお、円谷プロ事件最判は、「原則として」客観的事実の立証を求めるものであり、事案類型によって客観的事実の全ての立証を要しない場合があるとすることは否定されないと言う<sup>16</sup>）。

第二に、判旨は、Y物件がXの本件特許発明の技術的範囲に属するか（以下ではこの問題を「構成要件充足性」と呼ぶ）を一これもまた「客観的事実」であると考えられる<sup>17</sup>にもかかわらず一問題としない（この点につき原判決も同じ）。判旨と同様に、構成要件充足性を含め、特許権侵害であるかを検討しないまま管轄肯定との結論を導いた裁判例は過去にも存在する（東京地判H19.11.28<sup>18</sup>）。

その一方で判旨は、「譲渡の申出」に関して、客観的事実証明説の下では本来不要と解される、規範的判断を下している。同説の下で立証の対象となる行為は、本来、法的評価を受けない「生の行為」（「生の事実」）<sup>19</sup>である。これに即して考える限り、Yによる、Xの保護法益（特許権）に向け

た何らかの行為が認定されれば足りるのであって、それが「申出の発信行為又はその受領」という特定の行為である必要性はなかった。その意味では、単なる客観的事実を超えた（本来は本案で審理されるべき、いずれかの実体法上の）法的な要件の充足が求められていたと言える<sup>20</sup>。なお、判旨は、Yの行為が日本特許法2条3項に規定されている「実施」の一態様たる「譲渡等の申出」に当たるかの問題それ自体について検討していたわけではない。しかし、Xの特許権が日本特許権であること、特段の事情の判断において準拠法が日本法となると言明されていることに鑑みれば、判旨が日本特許法を念頭に置いていたことは明らかであろう。

第三に、判旨は、立証を要するとされた上記「客観的事実」（これが本件における客観的事実を過不足なく列挙したものとはいえないことは前述の通りであるが）の存在を、間接事実の総合評価という手法によって認定した。事実上の争点は、原審でも控訴審でも、結局同じ（わが国における譲渡の申出行為があったと認定できるか）であった<sup>21</sup>にもかかわらず、原判決が、わが国における譲渡の申出があったとは認められない（Yの個々の行為が譲渡の申出と言うには足りない）と判示したこととは対照的である。

この相違が、単に判旨が「譲渡の申出」についての事実認定の方法を変更した結果である可能性は否定できない。しかし、かりに判旨が、本案判断として「譲渡の申出」行為がわが国であったと認定しうるかどうかは別論であるものの、国際裁判管轄を肯定するには十分な蓋然性があったとの趣旨であった（そしてそれゆえに原判決と判断が異なった）ならば、このような判断手法は客観的事実証明説を適切に当てはめたものと評価することはできない。同説は、要証事実を客観的事実に限定する代わりに本案審理と同等の証明を求める

ものである<sup>22</sup>。構成要件充足性の問題を不問としたことに加え、管轄判断のためには本案審理よりも低い水準の立証で足りるとしていたのであれば、これはむしろ、一応の証明説や有理性説に親和的な判断手法と言うべき<sup>23</sup>であろう。

### （3）特許侵害訴訟の特性と客観的事実証明説の限界

以上示してきたように、判旨は、円谷プロ事件最判の言う客観的事実証明説の適切な具体化と評価することはできない。しかし、本件について同説と整合的な解決策を示すことが、本稿において目指されるべきゴールであるとも思われない。私見によれば、特許侵害訴訟は客観的事実証明説の射程外の事案類型と位置づけたうえで、特許侵害事件の特性に対応した管轄原因事実が探求されるべきである。けだし、特許侵害事件は、「侵害」であるかの法的評価から離れては「損害」を観念しえないが故に、「生の事実」の立証を軸とする客観的事実証明説が適さない事案類型と考えられるからである。そして、同説から離れて判旨の内容を検討すれば、その判断手法は、むしろ積極的に評価しうる部分が多いのではなかろうか。

既に指摘したように、円谷プロ事件最判で具体化された「客観的事実」のうち、判旨は行為と因果関係のある損害（③④の要証事実）の立証を求めない。しかし、仮に「損害」の立証も要するとされた場合、果たして、特許権侵害における「損害」とは何を言うのであろうか。

特許権の客体は無体物であるから、そもそも物理的な損害は観念しえず、結局、売上減少等の経済的損失が主たる損害ということとなる（ただし、不法行為地管轄を基礎づける損害とは直接的な損害を言い、二次的・派生的な損害は含まれないと解されているため、本件で原告が損害と主張する

弁護士費用のごときは、実体法上の損害賠償等の請求原因とはなりえても、管轄原因たりえない<sup>24)</sup>。このほか、本件に関しては「権利者としての排他的地位を利用した業務遂行に支障が出ること」<sup>25)</sup>や、「日本の顧客への X による自社製品の売込みに支障が生じている」<sup>26)</sup>こと等の不利益の発生を「損害」と捉えようとする学説もある。

しかし、実体法の領域で考えてみれば、特許権者の売上等の利益の減少も業務遂行等への支障も、特許「侵害」行為であればこそ「損害」と扱われて法的救済の対象とされるのであって（しかも、わが国では侵害行為と因果関係のある損害額は推定される。特許法 102 条）、侵害でなければ、それらはただ単に、市場での売り込みや価格・品質競争等に負けた結果というに過ぎず、何ら「損害」と捉えられるべき性質のものではない。これを手続法の領域にも敷衍すれば、侵害であることの立証がなければそれと因果関係のある損害の発生を立証したことにはならないと考えられることになる<sup>27)</sup>。視点を逆転させれば、侵害があればそれと事実的因果関係のある何らかの「損害」が発生していると観念することができ、別途損害発生を立証するまでもないということになる<sup>28)</sup>。なお、本判決において、X は、「同意を得ない被告の実施は原告に損害が発生することであるから、結局、被告が日本国内で該（マ）特許権の実施をしていることを証明すれば足りる」と主張しており、まさに上記のような発想にあったものと言えよう。そして、このように考えるならば、特許侵害事件においては、不法行為地管轄の判断のためには、専ら被告行為が特許権侵害であることの立証が、すなわち、（日本法に照らして言えば）その行為が特許法上、無権原者に禁じられた業としての実施に当たるかと、被告製品・方法等が原告特許発明の技術的範囲に属すること（構成要件充足性）の

立証が求められるということになる<sup>29), 30)</sup>。

他方において、客観的事実証明説を前提に、特許権「侵害」を構成するかの判断はあくまで本案審理に委ね、被告行為と因果関係のある結果（損害）が認定されれば、管轄レベルにおける「不法行為」の判断としては足りるとするとの見解も有力に唱えられている<sup>31)</sup>。しかし、特許権「侵害」であるかを問題にしないところで、立証すべき被告の行為や結果（損害）の内容はどのようにして特定されるのであろうか。この点につき、原告が特許権侵害であるかの本案判断を求める（すなわち、特許権侵害であると原告が主張する）被告の行為と、それと因果関係のある結果が立証されれば足りるとする見解<sup>32)</sup>も見いだされる。しかし、売上げの減少等には様々な要因が関わると考えられるところで（注 28 参照）、被疑侵害行為と真に因果関係のある原告の経済的損失や、営業活動等への支障を立証することが、現実に可能なのであろうか。反対に、何らかの影響を受けている蓋然性があるという程度で足りるというなら、それはあらゆる場合に妥当するであろう。ともすれば、原告の主張そのままに不法行為地管轄を認定することに繋がりがねず、管轄を無用に拡張させるおそれがあるように思われる。例えば、前掲東京地判 H19.11.28 は、円谷プロ事件最判の客観的事実証明説を前提としながら、「仮に、本件特許が無効とならず、被告製品の輸入、販売等が本件特許権の侵害行為に該当するのであれば……損害は発生しているものと認められる」と判示する。損害発生を推定ないし擬制して、原告の主張そのままに管轄を肯定しているに等しい。極言すれば、被告による何らかの行為が認定されれば、それだけで不法行為地管轄が認められるということにもなりかねないであろう。結局、規範的判断を排除した「客観的事実」は、特許侵害事件においては、



管轄判断のためのスクリーニングとして、有効に機能しないのではあるまいか。

有理性説にはよらず、不法行為地管轄肯定のためにはある程度「不法行為」であることの立証を要すると考えるならば、実体準拠法に照らし特定された要証事実（主観的・客観的事実）を前提とした「不法行為＝特許侵害行為」であることの立証を求めざるをえないように思われる。そして、管轄判断のために本案審理と完全に同じ内容・程度の立証を求めることは適当でないと考えられる以上、その立証の程度は当然に、一応の証明で足りると言うことになる。侵害であるか否かについては、前記のとおり、実施行為に該当するかと、構成要件充足性の双方が問題となるが、後者については、問題の性質上、高度な技術的判断を伴い容易でないことが多く、国際裁判管轄の有無の判断のために訴訟の入口の段階で立証を求めるには当事者の負担が大きすぎて管轄原因事実としての適性に欠けるとの指摘<sup>33</sup>がある<sup>34</sup>。これに鑑みると、構成要件充足性の問題については、その大部分を本案に委ねるという方策も検討されるべきであろう。「一応の証明」が実際にどの程度の立証を求めるとかという点で課題は残るが<sup>35</sup>、原告がイ号製品を特定する等具体的な主張をしていることに加え、事案全体の事情に総合的に鑑みて、被告が原告特許権を侵害している蓋然性があるという程度の裁判官の心証が形成されれば足りると考える。

以上に鑑みると、判旨が、被告行為と事実的因果関係のある損害の立証を求めなかった一方で、Yの行為が「(わが国における)実施＝譲渡の申出」に当たるかを事情の総合考慮により認定しつつ、他方において構成要件充足性の問題は不問としたという一連の判断は、客観的事実証明説とは整合的でなくとも、判断手法としては妥当であったと評価できる。管轄肯定の結論についても、被告行

為が特許法2条3号に言う「譲渡等の申出」に当たる可能性が高い（一応の証明がなされた）との判断を下しているといえ、妥当であろう（なお、Yの行為が「わが国における」不法行為と言えるかの点については、4.参照）。

また、このように特許権侵害について一応の証明があれば足りるとすることは、不法行為地管轄に依拠しうる範囲に差止請求訴訟をも含めるとすることとも整合的であるように思われる。上述したとおり、円谷プロ事件最判の客観的事実証明説は、損害賠償請求権の要件事実を前提に「客観的事実」の範囲を画定しており、これは差止請求権と必ずしも対応しないものとなっていた。わが国特許法100条の差止請求権は、そもそも損害発生を要件としていない。このような点に配慮してか、差止請求の場合は、円谷プロ事件最判の①保護法益、②行為、③損害発生、④②と③の事実的因果関係のうち、③と④の立証は不要とする学説<sup>36</sup>も存在する。一応の証明説を前提とする場合、差止請求権についても実体準拠法に照らし特定された主観的事実・客観的事実の各々について、一応の証明が求められるということになる。本件について言えば、損害の立証が不要とされるのは無論のこと、特許権侵害があること又は侵害のおそれがあるということについて一応の立証がされれば、不法行為地管轄を肯定する余地があるということになるであろう。

#### 4. ウェブサイト上の行為と不法行為地管轄

##### (1) 本判決の位置づけ

不法行為地管轄については、何を立証すれば手続法上「不法行為」と言えるかの点に加え、どのような場合に「不法行為『地』」がわが国にあると言いつても問題となる。殊に、隔地的不法行為については、加害行為地と結果（損害）発生地

のいずれに不法行為地管轄としての適格を認めるかの議論があるが、通説はその双方を含む（いずれか一方が日本にあればわが国裁判所の管轄が認められる）と解する<sup>37</sup>。このような中で原判決は、結果（損害）発生地のみならず加害行為地もわが国にあることを要すると判示し、円谷プロ事件最判の趣旨に合致しないとして強く批判<sup>38</sup>されていた。これに対して本判決は、加害行為地と結果発生地の双方が含まれるとしており、通説に倣うものと言えよう（ただし、そこでの「結果」の内容が従来とは異なっている点は、既述の通りである）。

特許権を始めとする知的財産権は無体物に対する権利であるため、知的財産権侵害では「結果（損害）」の内容のみならず、その「発生地」もまた特定されにくい<sup>39</sup>。ただし、原告が侵害されたと主張する権利の付与国と被疑侵害行為の行為地国が一致する多くの事案では、（二次的・派生的損害が除かれる結果）損害も権利付与国内で発生しているものと扱われており<sup>40</sup>、少なくとも現実世界における行為に関しては、不法行為地がどこかが問題になることは少ない。例えば、外国における行為によって外国特許権が侵害されたという事案では、いずれにしても不法行為地は外国であるから、わが国裁判所に不法行為地管轄を認める余地はない<sup>41</sup>ということになるだろう。これに対して日本特許権侵害に関しては、国内における行為により侵害されたという場合に、不法行為地がわが国にあるとして、管轄が認められる可能性がある<sup>42</sup>。さらに、日本特許権侵害行為を外国において教唆・幫助したという場合にも、国内における侵害者との関連共同性などの一定の要件を満たせば、結果発生地の管轄が認められるとした裁判例もある<sup>43</sup>。なお、いわゆる属地主義の原則に照らすと、登録国外における行為者に対しては「不法行為」地に基づく管轄を認める余地はないのではないかと

疑問が呈されることがある<sup>44</sup>が、現在のところ、属地主義は実体法上の問題であって管轄判断に影響を及ぼさないとする立場が有力となっている<sup>45</sup>。

他方、ウェブサイト上の又はウェブサイトを紹介する行為に関しては、「場所」そのものが曖昧であるという当該領域の特徴ゆえに、いかなる場合であればわが国に加害行為地ないし結果発生地ありと認定されるのかが明らかでない。この点、学説では、主に著作権侵害や名誉・信用毀損を題材に議論されており、アップロード地、サーバの所在地、日本からの閲覧可能性やダウンロード地等を基準として管轄を認めることなどが検討されてきた<sup>46</sup>が、実際にこれらの基準に基づき不法行為地管轄の有無について判断した先例は存在しなかった。立法論（国際的な原則案や国内立法提案等）では、不法行為地管轄の文脈から離れて議論されることが多く、行為が法廷地に向けられていると評価できる場合<sup>47</sup>や、法廷地で最も大きな結果が発生している場合<sup>48</sup>に管轄を認めること等が提案されている。

本件は、この問題に関するわが国初の裁判例となった。ただし、判旨は、Yウェブサイトへの物件掲載自体の「不法行為地」には言及しないまま、その他の認定事実と共に事情を総合的に考慮して「わが国における譲渡の申出行為又は受領があった」との結論を示すにとどまっている。判断に際しては、Yウェブサイトの日本からの閲覧可能性の他、言語や記載情報の詳細（問い合わせフォームの存在、国内販売本部の案内等）にも言及していることからすれば、全体として日本（市場）に向けられたサイトと言えるかの点を重視していると言え<sup>49</sup>、判断手法としては、特定の要素を基準とする従来の見解ではなく、実質的に近時の立法論に倣った判決と位置づけられよう。

しかし、上記の通り、判旨はウェブサイト上の

行為の「不法行為地」自体を認定することはしておらず、また国内における他の事情も加味していることに鑑みると、上記判断基準がそのまま不法行為地認定のための基準となりうるか、換言すれば、ウェブサイト上の行為のみが問題となっている場合にも、本判決の射程が及ぶものとして同様の判断で不法行為地管轄を認める余地があるかは、判旨から直ちには明らかにされないのである（なお、判旨は、Y ウェブサイトの開設それ自体を「譲渡の申出行為」と解する余地があるとするが、そのことに加えて、当該サイトの開設の事実のみで「申出の発信行為又はその受領という結果が、我が国において生じた」と認定しうるとまでは明言しない）。

## (2) ウェブサイト上の行為の不法行為地

### 一その認定基準

アップロード地、サーバの所在地、ダウンロード地等が日本である場合や、日本からウェブサイトが閲覧可能な場合に不法行為地管轄を認めるとする従来の見解には、以下に示すように問題がある。インターネット環境の整備が進むに伴い、アップロードが容易になっている現状においては、アップロード地が常に、当該地の管轄を肯定するに足る侵害行為との密接関連性を有しているとは限らず<sup>50</sup>（偶発的に定まる場合も多いであろう）、またそもそも、アップロード地やダウンロード地の特定が技術的に困難な場合も少なくないと言う<sup>51</sup>。他方、サーバやプロバイダーの所在地であれば管轄を認めるとすることにも問題がある。P2P サービスのように1度のアップロードで複数のサーバに情報が蓄積される場合は当該地が一義的に定まらず、また、クラウドコンピューティングが普及しているところでは、特定の保存場所が存在せず、情報の保存媒体自体が無体物となりつつあること

から、物理的なサーバ等の所在地自体を観念しえなくなっていると言われる<sup>52</sup>。結局、従来提案されてきた場所的な要素は、技術の発達に伴い、基準としての明確性と適性を失いつつあるのではなかろうか。これに対し、日本から閲覧可能であるかは明確であるが、アクセス制限をかけることが技術的に困難との指摘<sup>53</sup>に鑑みると、閲覧可能性のみで管轄肯定とするのは、基準としてあまりに広すぎ、過剰管轄となるおそれがあるように思われる<sup>54</sup>。

以上に鑑みると、従来掲げられてきた諸要素はいずれも、単独ではウェブサイト上の行為について不法行為地を認定する基準として妥当とは言えない。そもそも、重要なのは「不法行為地」であるかではなく、国際訴訟につき本案審理を許すに足る法廷地との関連性や合理的根拠が存在するかである（不法行為地管轄の場合は、証拠収集の便宜や加害者の予測可能性に資すること等から、当該地の管轄を認める合理性があるとされる<sup>55</sup>）。特定の要素によって指し示される「不法行為地」では、かかる関連性や合理性が担保されないならば、判旨や近時の立法論のように、諸事情を総合的に考慮して判断するという手法の方が適しているように思われる<sup>56</sup>。そして、物理的な場所を特定できないことからすれば、わが国に行為の矛先が向けられていることや、わが国市場が重要な影響を受けているということを持ってわが国との関連性等を測る指標とすることには、合理性があると言えるであろう<sup>57</sup>。管轄判断として判旨の手法は是認できるものであり、その射程はウェブサイト上の侵害行為のみが問題とされている場合にも及ぶものと解される。本件の結論も、日本における事情等にも照らせばわが国市場に向けられた行為があったと言うに足ることに加え、判旨も示す通り Y の予測に反するとも言えないであろうから、管

轄肯定の結論は妥当と評価できるであろう。

しかし、残された問題もある。管轄肯定のためには、どの程度「日本に向けられている」ことを要するのであろうか。またその判断ではいかなる要素が重視されるのであろうか。前者の点につき、判旨の当てはめに鑑みると、日本も対象とされている可能性があるという程度では足りず、積極的に日本に向けられていると言える程度の指向性が求められているように思われる。しかし、その区別は容易でないこともあろう。後者の点につき、例えば日本語表記であることは「日本向け」と認定するための有力な手がかりとなるが、判旨が英語表記のサイトにも言及していることからすると、表示言語が決定的な要素とも言い難い<sup>58</sup>。また反対に、例えばディスクレーマー（免責条項）によって日本を対象国から除外する旨明記していたら、日本で提訴されるリスクを遡減できるであろうか。このような点も自明でない。被告の予見可能性と法的安定性の確保のために、基準の具体化を進められるかが今後の課題となる。

なお、特許権は国毎に権利が成立しているところ、ウェブサイト上の（又はウェブサイトを通じた）特許侵害行為に関しては、「日本に向けられている」ことが指標になる以上、不法行為地管轄に依拠してわが国で提訴しうるのは、日本特許権侵害訴訟のみということになるものと思われる（もっとも、請求の併合等によって、たとえば原告の有する外国並行特許の侵害訴訟につき、わが国の国際裁判管轄が認められる余地は存在する）。

## 5. おわりに

以上見てきたとおり、客観的事実証明説から離れば、いずれの論点についても、判旨の採用した判断手法と管轄肯定の結論は妥当であったと評価できる。本件は最高裁に上告されたが、上告不

受理決定により確定した。今後は差戻審において本案審理が進められることとなる。判旨は、Y によるウェブサイトの開設自体が「譲渡の申出」に該当する可能性を示唆するが、今後は、Y の行為が真に（すなわち、実体法上）特許法 2 条 3 項 1 号にいう「譲渡等の申出」に当たるかの点に焦点が当てられることになろう（なお、本件につき、準拠法が結論として日本法となることに異論はない<sup>59</sup>が、特段の事情論で判旨が示す準拠法判断は、損害賠償請求については、カードリーダー事件最判の解釈を誤っている<sup>60</sup>）。属地主義の原則との関係も、Y のウェブサイト上の行為に日本法の適用が及ぶのか（あるいは、当該 Y の行為がわが国内におけるものであったと評価しうるか）という形で、問われることになるものと思われる<sup>61</sup>。

## 注)

- <sup>1</sup> 通説（茶園成樹「知的財産権関係事件の国際裁判管轄」国際私法年報 11 号〔2009〕73 頁以下等）は、登録国法上許されるのであれば、わが国裁判所における無効抗弁の主張は侵害訴訟においても認められ、またわが国裁判所も、当事者間にとどまる相対的判断としてであれば、外国特許の有効性について判断しうるとする。かかる立場を採用した裁判例として、東京地判 H15.10.16（サンゴ砂事件判決、判時 1874 号 23 頁。ただし、実際に無効判断を下すことはしていない）。
- <sup>2</sup> 従前は、外国特許移転登録請求等についても本案審理がされていたが（東京高判 H6.7.20〔LEX/DB27827387〕等）、今般の改正により、登記・登録に関する訴えについて、登記・登録すべき地に専属管轄が認められると規定された（3 条の 5 第 2 項）結果、上記のような訴訟についてはわが国裁判所の国際裁判管轄は否定されることとなるものと思われる。
- <sup>3</sup> X は、控訴審においては、被告会社の事実上の営業所が我が国にあるとして民訴法 4 条 5 項の普通裁判籍を、また Y 損害賠償債務の義務履行地管轄（民訴法 5 条 1 号）を追加的に主張したが、判断は示されなかった。
- <sup>4</sup> 本判決の評釈として、横溝大「判批」ジュリ 1417 号 172 頁（2011）、高橋宏司「判批」平 22 重判解（2011）358 頁、大野聖二＝市橋智峰「判批」ビジネス法務 11 巻 2 号（2011）110 頁が、原判決の評釈として多田望「判批」TKC 速報判例解説国際私法 No.4（LEX/DB: z18817009-00-160040623）（2011）、道垣内正人「判批」L&T50 号（2011）80 頁、長田真里「判批」リマークス

- 43号(2011下)142頁がある。
- 5 佐野寛「不法行為地の管轄権」高桑昭=道垣内正人編『新・裁判実務大系3 国際民事訴訟法(財産法関係)』(青林書院, 2002)93頁以下等。また、後掲注6の各文献参照。
- 6 拙稿「知的財産権侵害訴訟に関する国際裁判管轄について(一)」法学論叢155巻2号(2004)41頁, 清水節「特許権侵害訴訟における国際裁判管轄」L&T50号(2011)48頁, 多田望「不法行為地管轄」国際私法年報10号(2008)52頁等。
- 7 東京地判H14.11.18(判時1812号139頁)及びその控訴審判決たる東京地判H16.2.25(LEX/DB28090890)(鉄人28号事件)は, 差止請求が「仮に不法行為に関する訴えに当たると解することができるとしても」と述べるにとどまっている。
- 8 著作権侵害事件であるが, 東京地判H12.1.28(LEX/DB28050273)及びその控訴審判決たる東京高判H13.3.28(LEX/DB28060687)。
- 9 カードリーダー事件最判において, 特許権侵害に対する救済の国際私法上の準拠法決定に際して, 不法行為(法例11条, 法の適用に関する通則法17条以下)の問題と性質決定されるのは損害賠償請求のみであり, 差止請求は含まれない(特許権の効力の問題として登録国法による)として両者が区別されていることも影響していると思われる。拙稿「裁判例にみる知的財産権紛争の国際裁判管轄と準拠法」知財研フォーラム76号(2009)34頁以下参照。
- 10 道垣内・前掲(注4)83頁, 多田・前掲(注4)3頁。以上に対して, 横溝・前掲(注4)174頁以下は原判決を支持。また, 高橋・前掲(注4)359頁は, 実体準拠法との整合的取扱いの観点から(準拠法については注9参照), 差止請求が実体法上, 不法行為一般に対する救済として規定されたものであるか特許法特許権の効力として規定されている救済であるかによって区別し, 前者は不法行為地管轄に服す(かつ, 不法行為準拠法の適用を受ける)が, 後者は登録国の(専属)管轄に服す(かつ, 登録国法の適用を受ける)との処理を提案する。しかしながら, かかる処理は, 手続法上の概念たる「不法行為」の内容決定および国際私法上の法性決定を準拠実体法によって行うに等しく, 循環論に陥るものであって, 受け入れ難い。
- 11 高部真規子「(最判解)」最高裁判解民事篇平13下495頁。
- 12 例として, 東京地中間判H18.4.4(判時1940号130頁), 東京地判H18.10.31(判タ1241号338頁), 東京地判H19.11.28(LEX/DB28140016)等。
- 13 本判決を同説によるものと位置づける見解として, 高橋・前掲(注4)360頁, 大野=市橋・前掲(注4)111頁。かかる位置づけに反対する見解として, 横溝・前掲(注4)173頁。
- 14 横溝・前掲(注4)173頁。
- 15 高部・前掲(注11)497頁。
- 16 高部・前掲(注11)496頁。
- 17 横溝・前掲(注4)173頁以下, 長田・前掲(注4)145頁。
- 18 注12参照。
- 19 前者につき, 高部・前掲(注11)500頁。後者につき, 高橋・前掲(注4)360頁。
- 20 多田・前掲(注4)3頁, 道垣内・前掲(注4)91頁。長田・前掲(注4)145頁は, 原判決について同様の問題を指摘する。なお, 客観的事実証明説を前提としながらも, 生の事実そのものではなく, 何らかの法規範を前提として立証すべき事実が特定されている場合があることについて, 義務履行地管轄についての議論であるが, 中西康「判批」リマックス33号(2006下)164頁以下参照。
- 21 大野=市橋・前掲(注4)111頁。
- 22 高橋宏志「判批」国際私法判例百選(新法対応補正版)(2007)171頁。
- 23 同旨, 横溝・前掲(注4)173頁。
- 24 佐野・前掲(注5)92頁以下, 石川明=小島武司編『国際民事訴訟法』(青林書院, 1994)47頁等。本件につき, 道垣内・前掲(注4)89頁, 長田・前掲(注4)145頁。
- 25 多田・前掲(注4)4頁。
- 26 道垣内・前掲(注4)86頁以下。
- 27 清水・前掲(注6)48頁。
- 28 売上げの減少等には様々な要因が関与するため, 特許権侵害と因果関係のある損害の立証は, 実際には困難な場合が多い(中山信弘『特許法』[弘文堂, 2010]339頁)。特許権侵害に起因する損害について, 実体法上は, 既述のとおり損害額の推定規定(特102条)により原告の立証負担が軽減されている。手続法の文脈では無論このような推定規定はないが, 管轄レベルでは具体的な金銭損害まで特定されている必要はない(高部・前掲[注11]495頁)のであるから, 侵害行為がある以上何らかの損害発生はあるものと扱って良いと考える。
- 29 クリスチャン・ハインツェ(河野俊行=的場朝子訳)「管轄—属地的権利の国際的エンフォースメントのための枠組み: 裁判管轄に関するCLIP原則」河野俊行編『知的財産権と涉外民事訴訟』(弘文堂, 2010)118頁以下も, 同じく行為・因果関係・損害という要素を基準に不法行為地管轄の有無を判断する欧州のブリュッセルI規則の解釈に関して, 以下のように述べる。「伝統的な不法行為では行為・因果関係・損害が区別されるが, 知的財産権の侵害では, 権利者の絶対権の範囲に含まれる行為を被告が行ったということのみで足る。……侵害に起因する(金銭的)損害は損害賠償には関連し得るが, 権利侵害の立証をするために損害の認定は必要ないのである。」
- 30 清水・前掲(注6)48頁は, 構成要件充足性の問題のみに言及するが, 実施行為であることの立証も要すると解すべきであろう。
- 31 多田・前掲(注4)3頁以下, 高橋・前掲(注4)360頁。以上に対して, 長田・前掲(注4)145頁は, Yの行為が「譲渡の申出」に当たるとの問題は本案に委ねられるとしながら, 構成要件充足性については「一定」程度の立証を要するとする。
- 32 多田・前掲(注4)3頁。また長田・前掲(注4)145頁は, 本件について立証すべき被告行為を, 「英語や日本語のHPで被告の商品の一部であるかのように被告物件を紹介していること」とする。

- <sup>33</sup> 清水・前掲(注6) 48頁以下, 花井美雪「判批」AIPPI53巻6号(2008) 354頁。
- <sup>34</sup> なお, 無効理由の存在も含めた違法性阻却の問題は, 「一応の証明」の対象外の問題として, 本案に委ねられるものと考えられる。早川吉尚「判批」民商法雑誌131巻3号(2004) 448頁。
- <sup>35</sup> 清水・前掲(注6) 49頁は, 被告製品・方法等が原告特許の技術的範囲に属するかの点について, 「被告の行為と特許権の一定の客観的な関連性, 具体的には, 被告物件等と特許発明との技術分野との同一性, 被告物件等における特許発明の構成要件の一部該当性, 原告による特許発明の実施品があればこれと被告物件等との物または方法としての類似性」などが認められれば, 上記問題の立証があったものと扱って国際裁判管轄を肯定して良いとする。客観的事実証明説の下での議論であるが, 「一応の証明」の判断の参考となるように思われる。
- <sup>36</sup> 清水・前掲(注6) 48頁。
- <sup>37</sup> 前掲最判は加害行為地がわが国にある場合に限定する趣旨とも取れるが, 前掲調査官解説は, 加害行為地と結果発生地のいずれか一方が我が国にあれば足りるとする(高部・前掲(注11) 495頁)。
- <sup>38</sup> 道垣内・前掲(注4) 89頁, 多田・前掲(注4) 3頁。
- <sup>39</sup> 中西康「マスメディアによる名誉毀損・サイバースペースでの著作権侵害等の管轄権」高桑=道垣内編・前掲(注5) 99頁。
- <sup>40</sup> 高橋・前掲(注4) 360頁。
- <sup>41</sup> 前掲(注7) 鉄人28号事件では, 米国内での被疑侵害行為に関する米国著作権侵害訴訟であり, 一審判決・控訴審判決の双方において, 不法行為地は米国であると判示された。
- <sup>42</sup> 前掲(注8) 東京地判 H12.1.28 及び東京高判 H13.3.28 は, 日本著作権の侵害とは明言しなかったものの, 日本国内における著作権侵害行為(翻案権侵害)に基づく損害賠償・差止等請求訴訟につき, 不法行為地管轄を認定している。ただし, 日本特許権侵害訴訟については, 不法行為地管轄の他に管轄原因がないとされる事例は実際にはそれほど多くないのではなかろうか。本件におけるような申出やウェブサイト上の行為以外の侵害では, 普通裁判籍を基礎づける物理的な拠点(製造・組立工場や販売店, 営業所等)がある場合が多いように思われる。上記裁判例も, 一部被告は日本人であり, 普通裁判籍を認める余地があったと思われる。
- <sup>43</sup> 前掲(注12) 東京地判 H19.11.28。当該判決の裏返しとして, 外国特許権侵害行為をわが国で教唆・幫助したという場合に, 加害行為地に基づき管轄を肯定する余地も存在するように思われるが, このような場合は, 当該国内における教唆者については, 普通裁判籍が認められる場合も多いであろう(なお, 注42も参照)。
- <sup>44</sup> 花井・前掲(注33) 355頁。
- <sup>45</sup> 前掲(注1) サンゴ砂事件判決参照。
- <sup>46</sup> 例として, 中西・前掲(注39) 101頁, 高橋和之=松井茂記=鈴木秀美編『インターネットと法』(第4版, 有斐閣, 2010) 347頁(渡辺惺之), 道垣内正人「著作権に関する国際裁判管轄と準拠法」コピライト2011.4号10頁等。
- <sup>47</sup> アメリカ法律協会によるALI原則204条2項(The American Law Institute, Intellectual Property Principles Governing Jurisdiction, Choice of Law, and Judgments in Transnational Disputes, 2008)。また, 欧州のマックス・プランク研究所の研究グループ(CLIP)によるCLIP案2:202条。後者について, ハインツェ・前掲(注29) 122頁以下参照。なお, CLIPの最終草案(The Draft)の2:202条では, 加害行為地に原則管轄を認めるとした上で, 行為が当該地に向けられていないとみなされる場合は除かれるとの規定ぶりとなっている。European Max Planck Group on Conflict of Laws in Intellectual Property (CLIP), Principles for Conflict of Laws in Intellectual Property, The Draft (March 25 2011). (<http://www.ip.mpg.de/de/data/pdf/draft-clip-principles-25-03-2011.pdf>) (最終アクセス2011年8月31日)
- <sup>48</sup> 河野俊行「(透明化プロジェクト立法提案) 管轄—(2) 知的財産侵害事件の管轄及び例外条項」河野編・前掲(注29) 237頁。
- <sup>49</sup> 横溝・前掲(注4) 175頁は, 「対象行為が国内市場に実質的な影響を与えているか否かを考慮」と評価する。
- <sup>50</sup> 高橋=松井=鈴木編・前掲(注46) 346頁(渡辺), 河野・前掲(注48) 237頁。
- <sup>51</sup> 櫻井成一朗「ユビキタス侵害とクラウドコンピューティング」河野編・前掲(注29) 377頁以下, 特に379頁参照。
- <sup>52</sup> 櫻井・前掲(注51) 379頁以下。
- <sup>53</sup> 櫻井・前掲(注51) 379頁。ただし, IPアドレスは国単位で割り当てられているため, 漏れを許容するならば, 大まかな地域に対するアクセス制限は可能であるという(379頁注15)。
- <sup>54</sup> ハインツェ・前掲(注29) 120頁, 拙稿・前掲(注9) 34頁。
- <sup>55</sup> 多田・前掲(注6) 51頁。
- <sup>56</sup> 拙稿・前掲(注9) 34頁。
- <sup>57</sup> 従来の枠組みに即して言えばこれは「結果発生地」に相当するものと言えようが, 名称は最早本質的な問題でない。なお, 「加害行為地」に相当するものとして, アップロード地等がわが国であったと特定される場合には, 当該地にも競合的管轄を認める余地があるとの意見もありえよう。しかし, 既述の通り, アップロード地の重要性が小さくなってきている「状況下にあつて, 日本にあえて管轄を認めるには, ウェブサイト開設・運営者が日本に居住するなどの相当密接な関係が日本との間に存在することが必要となろう。しかしこの点は一般管轄権がカバーしている」(河野・前掲〔注48〕238頁), すなわち普通裁判籍に委ねることで十分と考えられる。アップロード地に無条件・一律な行為地管轄を認めるべきではない。不法行為地管轄の解釈論としてかかる限定が困難ならば, 特段の事情の判断のところで, 被告利益に配慮することが必要となろう。
- <sup>58</sup> 横溝・前掲(注4) 175頁。
- <sup>59</sup> 同旨, 多田・前掲(注4) 4頁。
- <sup>60</sup> 横溝・前掲(注4) 173頁。カードリーダー事件最判における準拠法決定については, 注9参照。
- <sup>61</sup> もっとも, この問題は準拠法が日本法と定まった時点で解決済み(Yの行為は日本法に照らして評価される)とされる可能性が高いように思われる。拙稿・前掲(注

9) 37 頁及びそこで挙げる著作権侵害事例（ファイルロ  
ーグ事件：東京高判 H17.3.31〔LEX/DB28100714〕）を  
参照。